

クリーニング所を開設されるみなさまへ

北海道上川保健所

クリーニング所を開設する場合は、開設届出書の提出、施設の検査、確認証の受理が必要となります。

なお、クリーニング所（工場）で石油系溶剤などの引火性のドライクリーニング溶剤（以下「引火性溶剤」という。）を使用する場合は、建築基準法や消防法など他法令による規制もありますので、それぞれの担当部署にご相談ください。

1 手続きについて

- (1) **事前相談**
義務付けはありませんが、工事着工前に保健所に相談していただけると、工事後の修正を極力避けることができます。また、開店までの大まかな日程の打ち合わせと提出書類の説明を行いますので、以降の作業がスムーズに進みます。
なお、相談の際は施設の平面図等をお持ちください。
- (2) **開設届出書**
開業予定の概ね10日前（土日等閉庁日を除く）には届出をしてください。
- (3) **検査**
施設が法令どおり完成しているか保健所職員が現地調査を行います。
このときには、施設は開業時と同じ状態にしてください。
- (4) **確認証の交付**
調査が終了し、法令上問題がなければ確認証を交付します。
調査終了から確認証の交付まで概ね3日間（土日等閉庁日を除く。）はかかります。
- (5) **開業**
確認証を受け取った日から営業できます。

2 開設に必要な書類

開設届出書を提出するに当たっては次のものがが必要です。

- (1) クリーニング所開設届出書
- (2) 手数料 18,800円（相当額の北海道収入証紙を届出書に貼付）
（手数料は、令和3年4月1日現在のもので、改定されることがあります。）
- (3) 構造設備概要書及び設備器具機材の調書（12構造・設備の概要）
- (4) 他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所の数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類（13他店舗情報）
- (5) クリーニング所の平面図（寸法を記入してください。）
- (6) クリーニング師の免許証の写し（原本も持参してください。）

3 施設設備について

クリーニング所を開設するに当たっては、裏面の施設設備が必要になります。

連絡先

旭川市永山6条19丁目303
北海道上川保健所主査（環境衛生）
TEL 0166-46-5994
FAX 0166-46-5262

クリーニング所の施設設備

設備等	一般クリーニング所	取次所
居住部分等との区画	居住部分等とは隔壁等により区画され、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さを有すること。	
採光・換気	採光及び換気が十分に行える構造であり、必要に応じ、適当な照明設備及び換気設備が設けられていること。	
洗濯物受渡場	<ol style="list-style-type: none"> 1 適当な広さの受渡台を設けること。 2 洗濯の終わったものと、終わらないものとは区分して収納する棚、容器等を備えること。 3 床は不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの)であること。 	
洗場	<ol style="list-style-type: none"> 1 洗濯機を備えること。 2 脱水機を備えること。 3 床は不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの)で築造され、適当な勾配と排水口が設けられていること。 4 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、汚染を受けやすい高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。 	
	有機溶剤(テトラクロロエチレン等)を使用する場合	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 有機溶剤回収装置を設けること。 2 局所排気装置、全体換気装置等の換気設備を設けること。 3 乾燥機その他の乾燥設備を設け、使用した有機溶剤の種類、量等に応じた適正な温度で行うこと。 	
	クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物(以下、指定洗濯物)を取り扱う場合	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定洗濯物を収納する専用の棚又は容器を備えること。 2 おむつ、パンツ等し尿の付着している洗濯物を洗濯する場合は、し尿浄化装置を設けること。 ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる場合は、し尿浄化装置を設けないことができる。 3 消毒設備を設けること。 ただし、洗濯が消毒の効果を有する場合は、この限りではない。 4 病院から委託を受ける場合は、委託された洗濯物とそれ以外の洗濯物とを区別して処理できる構造設備を有すること。 	
乾燥場	乾燥機によらないで洗濯物を乾燥する場合は、火災等の危険のない乾燥場を設けること。	
薬剤保管設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶剤、しみ抜き剤、消毒剤等は、品名を表示し、専用の戸棚、保管庫等に格納すること。 2 テトラクロロエチレン等の有機溶剤は、密閉した容器に保管のうえで格納すること。 	
仕上	仕上げの終わった洗濯物を包装するか、又は保管する棚・容器等を設けること。	
集配用容器等	<ol style="list-style-type: none"> 1 集配用の容器は、未洗濯のものと洗濯済みのものとは区別した容器とすること。 2 容器には、営業者の氏名、名称等を明示すること。 3 病院から委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、未洗濯のものと洗濯済みのものとは別個に運搬する専用車を備えること。 (車内の構造が区別して収納でき、洗濯済みのものが汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。) 	